

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	株式会社ほくやく・竹山ホールディングス
【英訳名】	HOKUYAKU TAKEYAMA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 眞鍋 雅昭
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員経営管理統括本部副本部長 巖 友弘
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北6条西16丁目1番地5
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員である眞鍋雅昭および当社最高財務責任者である取締役常務執行役員経営管理統括本部副本部長巖友弘は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有している。

その責任の遂行に当たり、当社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する基準」および「同実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制には、一般的に、有効に機能しない固有の限界があるので、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することが出来ない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成23年3月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を行った。

当社は、当事業年度の財務報告に係る内部統制のテストおよび評価の年間計画に基づき、まず、全社的な内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスにおける財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定した。

当該統制上の要点について、内部統制が適切に機能することによって、財務情報を作成するための要件を確保する合理的な保証を提供しているかを確認し、それを通じて、財務報告に係る内部統制の基本的要素が有効に機能しているかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲としては、会社ならびに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした。

当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的および質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

重要な事業拠点としては、連結ベースの売上高の概ね3分の2に達するまでの売上上位事業拠点を選定した。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は「売上」、「売掛金」、「仕入」、「買掛金」および「商品及び製品」である。

また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きなプロセスについては、個別に評価対象とした。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成23年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

## 4【付記事項】

付記事項なし。

## 5【特記事項】

特記事項なし。